

(1990年3月23日第3種郵便物認可) (期1日新) 1993年 1月1日 全国民闘連ニュース 第74号(1)

全国民闘連ニュース

第 7 4 号
1 9 9 3 年
1 月 1 日

年間購読料
3 0 0 0 円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045

第2回

「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会 報告集PART I



集会テーマ

民族差別撤廃のあゆみから 真の国際化を展望する



1992年12月5・6日、大阪浪速解放会館を主会場として、第2回「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会が、全国各地から約650名(5・6日両日あわせて)の参加のもとに開催されました。

本研究集会では、「民族差別撤廃のあゆみから真の国際化を展望する」とテーマを設定し、在日韓国・朝鮮人をはじめ、すべての外国人と日本人との多文化共生社会の実現をめざして研究討議が行われました。

1日目は、記念講演に丹羽雅雄弁護士をお招きして、「日本における外国人の人権～在日韓国・朝鮮人と外国人労働者～」という演題で、日本の戦後の外国人法制度の変遷とその問題点を指摘し、日

本における外国人の人権状況を報告されました。

2日目は、「在日の戦後補償」「公務員の国籍条項撤廃運動」「生活権」「教育」「法的地位」「民族差別と表現」と6つの分科会にわかれて討議が行われた

研究集会は、多くの参加者の熱心な討議によって、成功裏に終えることができました。日本社会が大きく変化しようとしている今日、在日韓国・朝鮮人問題はきわめて重要な問題として位置付けてきています。

本集会で得た課題をふまえ、これからも引き続き在日韓国・朝鮮人の未来と人権を展望していきたいと思います。

第2回

「在日韓国・朝鮮人の未来と人権」研究集会 基調報告

1. はじめに

20世紀の終わり、冷戦時代の集結、東欧圏社会主義国家の崩壊それに続くソ連邦の解体と、人々の予想をはるかに凌ぐ速度で世界は、変わっている。世界はイデオロギーによる対立ではなしに、環境、人権、平和というテーマに取り組むことが必要とされる時代になった。

しかし、旧ユーゴスラビアの内戦に見られるように、人類は21世紀に向けて平和、共存を実現する一步を踏み出したはずが、かつての植民地主義、国家による少数者への弾圧の歴史は、その清算の時間をいまだに求め続けているように見える。

2. 変わらざるをえない日本社会

今年5月、入管局が発表した推計は、日本に在留期間を越えた外国人が28万人に達したことを報告している。

この数に合法滞在者を加えると日本の外国人総数は、ついに全人口の1%を越えた。もはやこの国に住む100人に1人が外国籍者の時代を迎えた。

教育、福祉、労働あらゆる部分で問題が起きている。資格外労働者に対する医療生活保護の適用除外にみられるような生命にかかわる分野での排除や南米日系

人子女の教育問題、悪質ブローカーによる人権侵害、これらの問題に見られるように外国人総数の増加は、この社会が持つ外国人施策の問題性を明らかにしている。

「国際化」「国際交流」の言葉が、声高に叫ばれる横で、もっとも身近に住む外国人の人権が侵されている現実を直視しない行為は、まやかしかありえない。

アジアの中でズバ抜けた経済力を持つ日本は、今後、一時的に外国人人口の減少があったとしても、長い期間で見た時、外国人の数は増え続けるだろう。

今、この日本が持つ排外性、差別性を検証しただしていくことなしに日本が民族的エゴイズムを貫き続けるならば、国際社会での孤立は避けられない。

外国人労働者の流入による社会問題は、日本に住む外国人集団の中で一番古い歴史を持つ在日韓国・朝鮮人への差別問題の原因が在日韓国・朝鮮人の実態にあるのではなく日本社会の排外性にあることを明らかにした。

社会保障からの排除、民族的アイデンティティーを保障しない教育環境の問題点は、本当は半世紀も前から起きていた問題であった。

ただ、日本が戦前おこなっていた自民族優越、アジア蔑視の思想が、アメリカの極東西側ブロックの戦略的な拠点をつくるという考えや、朝鮮半島、中国という戦争被害国の内戦の混乱によって一度も過去の編成を促されることなく引き継がれ、民族差別を温存したことに対して、あまりにも社会が無関心であったのだ。

今年、日本に対してかつての戦争被害に対して謝罪と補償を求める声が、堰を切ったようにあがっている。その声に対しおおくの人達が立ち上がってきた。戦争責任、戦後補償を求める声に共感する声が、今日大きくなってきたことは偶然ではなく、他者との共生を求める力の成長が生んだある意味で歴史の必然性と言えるかもしれない。

しかし、戦争責任と戦後補償を求める声に、政府は誠実に対処していない。問題は、解決されないまま闇に葬られようとしている。

戦後補償の問題を過去の克服ということだけでとらえるのではなく、国際化にむけて避けて通りえない課題ととらえ、解決する努力が求められている。

国境という垣根を取り払う営みがヨーロッパや北米で幕を開けた今日、日本はいやがおうでも変化を求められている。その実態が、過去の反省や現在の民族差別の是正無しにすすむことはない。

3. 1年間の歩み

昨年1月、日韓法的地位協定の見直し

協議が「覚書」という形で決着した。

この日韓「覚書」によって何が変わったのかを検証すると、入管法問題においては、昨年4月末に入管特例法が成立、旧植民地出身者及びその子孫の永住資格を「法126」、「協定永住」、「特例永住」「簡易永住」の4系統から「特別永住」に1本化、退去強制事由の緩和、再入国期限が5年に延長した。

外登法の問題においては、今年6月改訂され、永住資格者には指紋に変わって写真、署名、家族登録の3点による本人確認が導入された。

教育問題では、覚書以降、放課後の民族教育については配慮する以外、格別の進展はなく、教員採用においてあらたに「常勤講師」採用の固定化という問題を生んでいる。

公務員採用の国籍条項問題は、日本政府は従来からの「公権力の行使、公の意思形成にかかわる職については日本の国籍を有する」という見解を変えていない

結果、1965年に結ばれた日韓法的地位協定同様、在日韓国・朝鮮人の現状からは程遠い内容になっている。

91年協議の1年間、民族差別撤廃運動の足跡を見ると、公務員の採用問題で文公輝さんのねばり強い運動によって、大阪市が今年、「国際」、「経営情報」という専門事務職を新設、国の見解を残したまま一般事務職の道をつくった。自治省による指導の中での苦肉の策といえる専門事務職であるが、そもそも自治体の

裁量である職員採用問題に国家の管理が及んでいるという基本的な矛盾にどうしても納得いかざるものがある。

それでも大阪方式の専門事務職設置は在日韓国・朝鮮人が事務職につくための1つの道とを考えてみても、神戸、横浜、川崎にも拡大した専門事務職には結局1人の在日韓国・朝鮮人の採用もなかった。

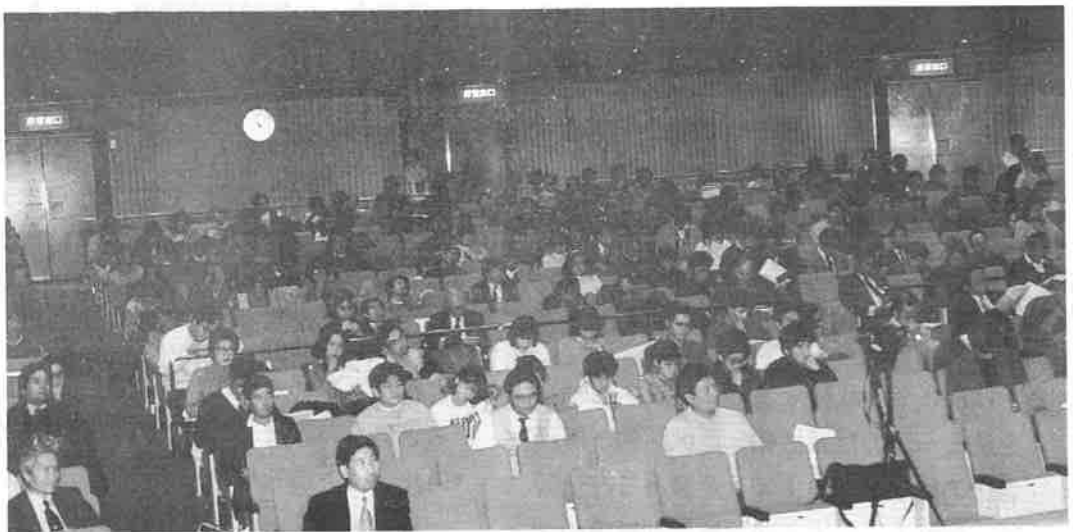
在日韓国・朝鮮人の戦後補償問題では、昨年1月から日本の戦争犠牲者援護をもとめて運動を起こした3人の1世に対して、厚生省は、石成基さん、陳石一さんの申請を却下、異議申し立ても棄却した。また鄭商根さんの裁判において国側は、「援護の原資が国民の税負担に依拠しているから在日韓国・朝鮮人には適用しない」と主張、納税その他義務の面で全く同等の扱いを受けている在日韓国・朝鮮人の存在を全く無視した答弁を行っている。

戦後補償の問題の中で在日韓国・朝鮮

人の戦傷病者戦没者遺族等援護法(援護法)からの排除は、補償という概念以前の道義の問題といえる。国籍による排除ができない時に成立した法律から他民族を除外するために「戸籍」を持ち出すことは、あきらかな民族差別である。ましてや日本人と同様にこの社会の建設に寄与してきた在日韓国・朝鮮人の存在を否定する制度的差別の現存には何の合理性もない。

理不尽な日本政府の対応にこの夏、援護法の国籍条項撤廃を求めて大阪～東京600キロの徒歩行進を始めとするキャンペーンが行われた。3万5千名の署名、全国各地での集会、路上の街宣活動等、数多くの参加によって在日の戦後補償問題が訴えられた。

さまざまな補償要求がなされているがその解決にあたって人間の平等という理念を欠いた措置は、偽善的なものにしか成りえない。現存する補償制度のなかの



国籍条項という異常な状況をただす意義は、平等理念の確立になる。

3世、4世が自らの民族性を卑下することなく生きていける土壌を作るためにも1日も早い援護法の国籍条項の撤廃が待たれる。

在日韓国・朝鮮人の中でも社会的に弱い立場にある者の問題、国民年金制度からの障害者、高齢者の年齢による切り捨て問題は、2重、3重の差別に苦しむ人達にとって耐え難い苦痛といえる。

やっとその年金切り捨て問題で1つの前進があった。当事者、支援者の戦いによって高知市、高槻市にしかなかった障害年金に代わる代替措置が、神戸、大阪、八尾、池田各市、東京都葛飾区という自治体に波及、額、認定に問題が残ったとはいえ国の制度の不備を住民に一番近い自治体が補うことの意義は大きい。

入居差別の問題は賃貸住宅の拒否を当事者が問題化することの難しさの中で、斐建一さんの勇氣ある裁判闘争は4年目を迎えた。奈良でも入居差別に取り組む動きが始まった。

教育の分野では、大阪府が10月、「大阪府在日外国人教育研究協議会」を発足、神奈川県でも教育委員会の中に担当部門が新設されるなど、行政が主体的に取り組む動きも見えている。

ほかにも参政権を求める訴訟、差別語を巡る一連の抗議活動、地域活動、保護者会の活動とこの1年、意識ある在日韓国・朝鮮人、日本人が民族差別撤廃の活

動を繰り広げてきた。

しかし、なお多くの差別が残り、根本的な問題は残っている現実がある。1年の活動を振り返ってみると国家間での取り決めによる外国人施策解決が問題をのこしたことを明らかにした。長い間の差別が1日で変革されることは難しいが、変革の過程に少数者の意識、意見の反映があるかないかは未来において結末を変えていく。

在日韓国・朝鮮人という特殊な歴史を持つ者の権利を当事者の意見を取り入れた国内法によって整備、保障するということが求められている。

4. 差別の本質的撤廃をめざして (分科会討論の柱)

在日韓国・朝鮮人の位置付けは、入管特例法にみられるように1つの階層になってきた。政令指定都市の「専門事務職」も教員採用の「常勤講師」も外登法の永住資格者への指紋押捺除外といった一連の動きは、すべての一定の階層を固定化させていくための政策のように思える。

外見上、「日本人」とまったく見分けのつかない在日韓国・朝鮮人が日本人とそんなに変わらないから或る程度の参加を得ると現状は、社会の階層化を徐徐に確実に進めている。

権利を求める要求に格差をつけて応じるという現状は、本質的な差別撤廃を生み出そうという気概が全くみられない。

在日韓国・朝鮮人の定住化に伴う日本

政府の政策は、従来の北風から太陽へ
方向による解決という方向に変化を示し
てきたが、内実は従来からの政策の基本
である排外、管理の発想から一歩もでて
いない。

単一民族国家観が空気のようになっ
ている現実のなかで、まず日本人のための
社会、次により日本人に近い者たち（在
日など）、どこからみても外国人（外国
人労働者）という順番が固定化されてき
た。

社会の階層化と同時に異なるものへの
排外意識は、合法的論理によってうらう
ちされようとする。しかし、日韓協議で言
うところの合理的差異や戦後補償を求め
る声に返される「日韓併合は合法的…」
「従軍慰安婦は商売行為…」、「戦争で
苦労したのは日本人も一緒…」の言葉、
年金の適用拡大だから外国人排除やむな
しのどこに合理性や歴史性があるのだろ
うか。日韓協議の適用除外である在日韓
国・朝鮮人は援護法の適用から除外され、
協議後はたとえ「帰化」しても援護は受
けられない。従軍慰安婦への国家関与の
事実、沖縄返還時の年金適用経過措置を
みても民族差別が生んだ問題であること
は明白である。

真の平等をの理念がなければ制度上国
籍条項が撤廃されても兵庫県の教員採用
のように10年間、延べ80人以上の在日外
国人受験者を不合格にし、今年、「常勤
講師」に格下げすると3人のいきなり合
格者がでるという結果を生む。

これらの現実を直視し今集会では、テ
ーマを「民族差別撤廃のあゆみから真の
国際化を展望する」に限定し、在日韓国・
朝鮮人の民族差別撤廃の歩みを検証して
外国人全体、ひいては社会全体につなが
る普遍的な人権擁護の確立への一歩とす
ると同時に在日韓国・朝鮮人がいかに民
族として生きてゆくのか、生きてゆける
のかについて討論の場としたい。

分科会として

第1分科会「在日韓国・朝鮮人の戦後補
償」

日本の戦後処理の不充分さによってい
まなお援護法から国籍条項（戸籍条項）
によって排除されている1世達の問題と
「義務」だけは日本人と同様おわされた
在日韓国・朝鮮人B C級戦犯の問題をと
りあげ、歴史のはざまに置かれた在日韓
国・朝鮮人犠牲者の補償問題を考える。

第2分科会「公務員の国籍条項撤廃運動」

大阪の専門事務職設置というあらたな
動きをみせた公務員国籍条項撤廃運動の
1年をふりかえり、大阪、神奈川、兵庫
各地の運動状況、東京における業務職か
らの転任問題、「常勤講師」問題でゆれ
る教育現場からの報告を受ける。

第3分科会「生活権」

年金制度からの切り捨て、賃貸住宅に
おける民族差別という課題を取りあげ日
本の社会制度の不備、意識による生活権
侵害の問題性を考える。

第4分科会「教育」

長年、地域活動を支えてきた子ども会活動の現状と展望、在日外国人教育研究協議会の意義、教育委員会の在日韓国・朝鮮人担当の必要性、保護者会活動の報告を多角的に取り上げながら真の「民族教育」「国際化教育」について考える。

第5分科会「法的地位」

外国人登録法改正(?)の問題点、地方参政権裁判の報告、外国人労働者が置かれている状況を学習し外国人の人権が守られる社会のありかたを「法的地位」の分野から考える。

第6分科会「民族差別と表現」

日本の歴史認識が一番顕著に表れているのは、ある意味で巷にあふれる差別語にあるといえる。大新聞社にまで使われる差別表現の歴史と差別表現とは何かをシンポジウム形式で考える。

5. 今集会の意義と展望

在日韓国・朝鮮人の歴史は、半世紀におよび1世から2世、3世、4世へと世代交代を迎え、その家族、個人によって多種多様な実態を見せている。

日本の国籍法の変更と在日韓国・朝鮮人と日本人の婚姻の増加は、将来、韓国・朝鮮籍者の減少を避けられないものになっている。国籍で民族の規定ができない時代は現実になってきた。

民族差別の実態も国籍による排除だけ

を考えるだけでは、もはや理解できえないだろう。

民族は普遍ではない。時代や状況によって影響を受け変化を受けるものである

ただその民族としての主体が、日本の歪んだ政策によって機軸を対日本でしか置きえていないことにこの社会の貧困はある。

民族差別の撤廃とは、当事者の解放、意識化によって完遂する。被差別者の解放は、それを抑圧してきた者への意識の変革なしに成り立ちえない。それゆえ民族差別の克服は、その意味を高めている。

差別や民族性の抹殺は、貧困や家庭崩壊や非行という結果を生んだ。このような現実は、在日韓国・朝鮮人にとっては直接の悲劇であるが、目にみえない形で多数の日本人をも傷つけてきた。

多数の日本人は在日韓国・朝鮮人の存在など知らないことに何の問題も生じずに暮らしているが、在日韓国・朝鮮人を抑圧する日本とは日本人自身をも抑圧する社会なのだ。

日本の民主主義が多数者のためだけの実態になるならばこの国の住み心地はきっといいものにならないだろう。

アメリカの公民権運動が提唱した他民族がおのおのの色を鮮やかにおり合わせながら作る「虹の社会」を作る努力は、国籍ではなく日本人、在日韓国・朝鮮人双方に求められている。

今集会が「虹の社会」への一里塚になることとしたい。

演説・記念

日本における外国人の人権 ～在日韓国・朝鮮人と外国人労働者～

弁護士 丹羽雅雄

はじめに

この集会のテーマである、「民族差別撤廃のあゆみから真の国際化を展望する」という視点から、日本社会における外国人の反差別・人権の観点で話を進めたいと思います。

1991年12月末現在で、外国から日本に入国する総数が、3,855,952人であります。そのうちアジア地域からは247,706人で64.2%を占め、続いてブラジル、ペルー、ボルビア、アルゼンチン等、日系人労働者の方々も多く日本に働きに来ています。このような状況から考えますと確実に異文化社会の実態が到来していることになります。さらに、そのうちの外国人登録者数であります。1991年12月末段階で1,218,891人で日本の総人口の中に占める外国人登録者数は0.9%、1%弱であります。こういう実態の中で、私たちは真の国際化の中の内実を、どのように考えればいいのか。差別を許さない人権を保障する。共に生きる社会をどのような視点で捉えていけばいいのか。実はこれが未来にむけた私たちの課題であります。



日本社会と異民族労働者との係わり

未来を展望する場合には、過去の歴史を真摯に受け止めなければなりません。私たち日本社会は異民族労働者との係わりを戦前戦中痛苦な歴史としてもっています。いうまでもなく、戦前戦中、朝鮮、台湾に対する植民地支配。あるいは、第2次大戦中アジア全域における侵略の深い爪跡。この歴史を私たちは学ばなければなりません。現在大阪、東京、さらには全国各地で、日本における戦争責任、戦後補償を求める闘いが燎原の火のごとく私たちに突きつけられています。私は敗戦直後まずもって、戦争責任、戦後補償をやり尽くすことが、日本社会の責務

であったと思っております。しかしながらいまだもって懈台をされ続けているのが現状であります。

日本の敗戦と戦後の外国人法制の構造

次に、戦後における外国人に対する日本の法制度あるいは、法律制度の構造はどういったものがあったのかを話してみたいと思います。現在外国人に関する法律というのが、出入国管理および難民認定法、いわゆる入管法と外国人登録法があります。しかしながら、この2つの法律は、外国人の人権を守る、差別を許さないという法律ではなく、外国人は管理をし、登録をする対象でしか見ていないということです。さらには、日本の外国籍の人たちに対する基本的な社会構造は、帰国をするか、帰化をするかの二元的な構造でしかない。異なる文化を持ち続け日本社会の構成員として認めることをしない。そういう構造の中で、今問われているのは、いかなる生活実態を有しようとも、その生活実態に適した在留資格を在留権として、どのように法構築するのが、問われている時期だろうと思います。

日本における外国人の人権の現在

現在、鄭商根さんの戦後補償裁判をやっております。日本の軍属として戦争に

駆り出されながら、国籍戸籍によって援護法の適用から排除されたというものです。日本の社会保障、生存権保障に関する一貫した国側の考え方は、「生存権、社会保障は、その居住者の所属国の責任であって、居住国の責任ではない」という論理であります。しかしこれは暴論であります。当然のこととして、在日韓国・朝鮮人、あるいは外国人労働者も納税義務者です。さらには、日本の植民地支配の結果、徴兵、徴用、戦傷を負った人人にこそ、より深い反省と補償をするというのが、当然の条理であります。

また外国人登録の問題があります。93年1月から改正外登法が施行され、指紋に変わり写真、署名、家族登録が導入されました。したがって、指紋がなくなったということで、管理がなくなったということではないのです。

次に公務員採用の問題があります。「公権力の行使、公の意思の参画ができないのは当然の法理だ」と言います。実はこの当然の法理は虚構なのです。しかし日本社会における生活実態、さらには歴史性から考えますと、公権力の行使、公の意思形成の参画にこそ、生活し、住民として働き、学んでいる人たちの意思を反映させることが必要だと思われます。さらには、入居差別、就職差別の問題があります。裴建一さんの入居裁判があります。この中で関西大学の沢井先生に鑑定書を書いてもらいました。この間、私的自治の範囲においては公権力は何もでき

ず、行政指導も規制もできませんというものでした。私的自治にも自由の濫用というものがあります。営業の自由、経営の自由という自由の名の濫用ということは、ひるがえってその濫用がなされた場合には、承諾義務が発生するものだと思います。そういう法構造が新しく展開されねばならないということを言われております。次に就職問題があります。私はアフーマティブアクションを本当に考える時期にきていると思います。

また民族教育の問題があります。子どもの権利条約の29条、移住労働者条約の30条ならびに31条では、文化的、民族的アイデンティティーが尊重される教育の保障がうたわれています。ひるがえって、日本の民族教育を含む教育制度はどうか。外国籍の子どもを、公教育から排除していないだろうか。

日本の子どもと外国籍の子ども同士が相互に異なる文化を尊重しあい交流する場が保障されているのでしょうか。この問題につきあたらざるを得ない。

さらに、政治過程への参画というのは、生活者であり地域社会の構成員である限りは当然のことです。地域社会に生活をし、納税義務を果たし、地域社会の住民でありますから、地方参政権については、法論理として当たり前であろうと思っております。

このような在日韓国・朝鮮人に対する人権侵害、差別状況が放置されている現状の中で、新しく日本にきて生活してお

られる滞日外国人労働者とのその家族に新たな差別と人権侵害が生まれています。

現在日本は、法務省のいう「単純」労働に従事する人達の受け入れをしています。しかしながら、アジア地域を中心として、多くの人々が観光ビザで入国し、建設現場などで労働をしております。なぜ、彼（女）らが、「不法」滞在となつてまで働きにくるのか、その背景構造を認識しなければなりません。ひとつは、南北問題に起因する経済格差。もう一つは、日本の中小零細企業を中心とした雇用の需要、働いて欲しいという需要があるということでございます。

そのもとで外国人労働者は賃金未払、中間搾取、長時間労働、労災事故の隠弊といったことがなされています。これに対して唯一国籍条項のない日本の労働法を使って権利救済をしたくても、不正規の労働者たちは、それが発覚すると強制退去になるので、恐れて出て来ないといった構造があります。

日系人労働者の問題を一つだけ申し上げます。日系人労働者は、血のつながった民族という論拠で「単純」労働が認められています。しかしながら、数々の労働搾取や解雇、在留資格の更新が認められないといった状況があります。

最近私がとみに相談を受けているのが、子どもの問題があります。オーバーステイ同士が子どもを生み、不正規状態の発覚を恐れて出生届を出さないために、無国籍の状態になっています。またつい最

近ですが、就学年齢に達した子どもたちが、学校に入れないといった状況があります。また、国際結婚をして子どもを生み、その後やむにやまれず離婚した夫、あるいは妻は、日本人の配偶者という在留資格が喪失します。さらに、生まれた子どもは日本国籍を持っているので、親と引き離されるといったことが起こっています。

さらに排外主義を露骨にあらわした差別事象があります。栃木、埼玉、立川で起こった婦女暴行デマ騒ぎ。大阪府茨城市の入管総合センター建設に伴って、地域住民が外国人労働者に対する偏見に基づく差別ビラを、地域住民にまくといったことが行われています。さらに、自民党の森政調会長の韓国からきた労働者に対する差別発言があります。

このような現状の中で、多文化共生社会をどのように実現するのか。そのための前提として植民地支配に対する戦争責任、戦後補償を徹底してやりきらなければ、アジアの人々と共に生きる社会の前提はないということです。

日本の社会構造の中で差別なく異なる文化と人権を尊重しあいながら共に生きていくためには、国際人権法の規範、基準というものをはっきり理解し、批准することが必要だと思います。日本はまだ人種差別撤廃条約を批准していません。イギリス、フランス、アメリカ等では、差別を規制し許さないという国内立法があります。しかし日本では、外国人に対し

ては管理をし、登録をする立法しかないのです。日本は23ある国際条約の中で、批准しているのは7つだけです。帰化か帰国か二者択一の日本の排外的な法システムを改法して、外国人の生活、居住実態にそくした在留資格を、権利として保障するシステムを確立しなければならないと思います。とりわけ、外国人の人権、生活、文化の総合的指針を策定して、外国人の人権基本法というものを作る必要があります。

「多文化共生社会」の実現をめざして

私は、在日、滞日の共生の確立なくして日本社会の真の人権保障と民主主義はありえないと考えております。同時に共生、共に生きるということは、実は日本社会、国際社会の変革主体となりうるということでもあります。

反差別、人権の保障。違いを認め合いながら、共に生きる社会の創造というのは、国籍と国境をこえる思想性があると思います。在日、滞日すべてを射程にいった国籍、国境をこえる人権の思想性。差別を許さない思想性と同時に、日本人と外国人の共同の権利の闘いが必要だと思っています。

未来にむけた今日の集会の中で、私はこの共同の闘いの一員に加わらせていただくことを強く要望して私の話を終わらせて頂きます。